

## 奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市建設工事入札参加者等審査会規程（昭和61年奈良市訓令甲第5号）に基づく奈良市建設工事入札参加者等審査会（以下「審査会」という。）の審査等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 資格審査は、奈良市建設工事等入札参加の資格等に関する要領（以下「参加資格要領」という。）第4条第3項により本市が入札参加資格を有していると認めた者（以下「入札参加資格者」という。）について行うものとする。

(土木一式工事及び建築一式工事の格付)

第3条 土木一式工事及び建築一式工事の格付の対象者は、市内に本店を有する入札参加資格者とする。

- 2 土木一式工事業業者及び建築一式工事業業者の総評定点は、客観的要素に主観的要素による評点を加えて得た値（以下「工事総評定値」という。）とする。
- 3 前項の客観的要素は、格付しようとする土木一式工事又は建築一式工事に係る総合評定値（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の総合評定値をいう。以下同じ。）とする。
- 4 第2項の主観的要素による評点は、格付しようとする土木一式工事又は建築一式工事に係る工事（本市が発注し、及び評価対象期間（入札参加資格の有効期間の始期が属する年の前々年の1月1日から前年の12月31日まで）に完了した工事をいう。）の平均工事成績（小数点以下を切り捨てる。）により、次の表のとおり算出することとする。

平均点	100点～91点	90点～81点	80点～71点	70点～51点	50点～
評点	30	15	6	0	-20

- 5 土木一式工事業業者及び建築一式工事業業者の格付は、格付基準表（土木一式工事及び建築一式工事）（別表第1）により行うこととする。

(測量及び建築設計の格付)

第4条 測量及び建築設計の格付の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 測量 市内に本店を有する入札参加資格者
- (2) 建築設計 市内に本店又は支店等を有する入札参加資格者

- 2 測量及び建築設計の総評定点は、次項から第6項までに定める年間平均実績高、自己資本額、有資格者数及び営業年数に係るそれぞれの評点を合算して得た値（以下「委託総評定値」という。）とする。
- 3 年間平均実績高に係る評点は、格付しようとする測量又は建築設計の年間平均実績高により、次の表のとおり算出することとする。

年間平均実績高（注）	評点
20億円以上	90
10億円以上20億円未満	75

5 億円以上 10 億円未満	60
5 千万円以上 5 億円未満	45
5 千万円未満	30
(注) 入札参加資格審査申請日の直前決算 2 年間の業種別年間平均実績高をいう。	

- 4 自己資本額に係る評点は、次の表のとおり算出することとする。

自己資本額数値 (注)	評点
10 以上	30
5 以上 10 未満	20
5 未満	10
(注) 自己資本額数値 = 自己資本額 ÷ 年間平均実績高 × 100 ただし、計算により数値が確定できない場合は、10 点とする。	

- 5 有資格者数に係る評点は、格付しようとする測量又は建築設計の有資格者数により、次の表のとおり算出することとする。

合計数値 (注)	評点
110 点～	150
65 点～109 点	125
40 点～64 点	100
15 点～39 点	75
～14 点	50
(注) 業種ごとに次に掲げる審査対象資格者について、それぞれの算式で得た数値を合計した数値をいう。 測量業者 ・ 5 点 × 測量士の人数 (測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) による測量士の登録を受けている者をいう。) ・ 2 点 × 測量士補の人数 (測量法による測量士補の登録を受けている者 (測量士を除く。) をいう。) 建築設計業者 ・ 5 点 × 一級建築士及び建築設備士の人数 (建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) による一級建築士の免許を受けている者又は建築士法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 38 号) による建築設備士の登録を受けている者をいう。) ・ 2 点 × 二級建築士及び建築積算士の人数 (建築士法による二級建築士の免許を受けている者 (一級建築士を除く。) 及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者をいう。)	

- 6 営業年数に係る評点は、次の表のとおり算出することとする。

営業年数	評点
------	----

35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10

7 測量及び建築設計の格付は、測量業務格付基準表及び建築設計業務格付基準表（別表第2）により行うこととする。

（格付の有効期間）

第5条 格付の有効期間は、参加資格要領第4条第5項に規定する入札参加資格を有する期間とする。

（発注基準）

第6条 入札参加資格者に対する等級別又は総合評定値別の発注の基準となる金額は、競争入札発注基準表（別表第3）によるものとする。ただし、難易度、技術力、対象業者数等の理由により、競争入札発注基準表によることが適当でないと認められる場合はこの限りではない。

2 参加資格要領第4条第3号の規定により、初めて入札参加資格者となった者（以下「新規登録者」という。）は、資格者となった年度の制限付一般競争入札に参加することができない。

（制限付一般競争入札の実施）

第7条 審査会は、制限付一般競争入札については、奈良市制限付一般競争入札実施要領の定めにより行うものとする。

（指名する事業者の選定基準）

第8条 審査会は、指名する事業者の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、緊急を要する場合、特別の技術を要する場合その他特別の理由がある場合はこの限りではない。

- (1) 信用度
- (2) 工事成績
- (3) 技術者の構成状況
- (4) 工事経歴
- (5) 工事場所の地理的条件

（指名競争入札の参加者数の基準）

第9条 審査会は、原則として指名競争入札参加者数基準表（別表第4）により、規定する参加者数以上の事業者を選定するものとする。

（随意契約の要件審査）

第10条 審査会は、随意契約しようとする工事が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第5号、第6号又は第7号に規定する要件に該当するかどうかを審査するものとする。

（入札参加停止の措置）

第11条 審査会は、入札参加資格者の入札参加停止の措置について審査し、当該措置の基準は、奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領の定めるところによる。

(談合等に関する措置)

第12条 審査会は、入札における談合等に関する措置要領の定めるところにより談合行為の有無の認定等を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年11月1日から施行する。

(奈良市建築工事入札参加者等審査会内規の廃止)

2 奈良市建築工事入札参加者等審査会内規(平成8年9月2日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月2日から施行する。

別表第1（第3条関係）

格付基準表（土木一式工事及び建築一式工事）

等級	A	B	C	D	E	F	G
工事総 評定点	850点以上	750点以上	650点以上	649点～ 600点	599点～ 550点	549点以下	新規
技術者 要件	7人以上 （うち3人以上が 1級技術者）	3人以上 （うち1人以上が 1級技術者）	2人以上 （うち1人以上が 1級又は 2級技術者（基幹 技能者、 監理技術 者補佐を 含む））	—	—	—	—
特定建設業要件	特定建設業の許可があること	特定建設業の許可があること	—	—	—	—	—
資本金要件	4,000万円以上	2,000万円以上	—	—	—	—	—
土木又は建築の完成工事高	300万円以上					300万円未満	—
<p>（格付の特例）</p> <p>1 新規登録者については、G等級に格付し、格付した年度は制限付一般競争入札に参加できないものとする。翌年度は、F等級に格付し、制限付一般競争入札に参加できるものとする。</p> <p>2 再登録者については、入札参加資格審査申請書の未提出期間に応じ、次のとおり格付する。</p> <p>（1）1年及び2年 上の表による等級</p> <p>（2）3年以上 G等級（新規）</p> <p>3 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものについては、事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について（昭和50年11月10日建設省厚発第473号）に基づき、工事総評定点を付け、格付する。</p>							

別表第2（第4条関係）

測量業務格付基準表

等級	A	B	C
委託総評定 点及び技術 者要件	130点以上で、技術者が 2人以上（うち1人以上が 測量士）いる者	委託総評定点がある者	新規の者
<p>（格付の特例）</p> <p>1 新規登録者については、C等級に格付し、格付した年度は制限付一般競争入札に参加できないものとする。翌年度は、上の表による等級に格付し、制限付一般競争入札に参加できるものとする。</p> <p>2 再登録者については、入札参加資格審査申請書の未提出期間に応じ、次のとおり格付する。</p> <p>（1）1年及び2年 上の表による等級</p> <p>（2）3年以上 C等級（新規）</p>			

建築設計業務格付基準表

等級	A	B	C
委託総評定 点	140点以上	139点以下	新規の者
<p>（格付の特例）</p> <p>1 新規登録者については、C等級に格付し、格付した年度は制限付一般競争入札に参加できないものとする。翌年度は、上の表による等級に格付し、制限付一般競争入札に参加できるものとする。</p> <p>2 再登録者については、入札参加資格審査申請書の未提出期間に応じ、次のとおり格付する。</p> <p>（1）1年及び2年 上の表による等級</p> <p>（2）3年以上 C等級（新規）</p>			

別表第3（第6条関係）

競争入札発注基準表

（土木一式）

（単位：千円）

等 級	設 計 金 額
A	50,000 以上
B	30,000 以上 50,000 未満
C	15,000 以上 30,000 未満
D	8,000 以上 15,000 未満
E	3,000 以上 8,000 未満
F	3,000 未満

（建築一式）

（単位：千円）

等 級	設 計 金 額
A	80,000 以上
B	50,000 以上 80,000 未満
C	20,000 以上 50,000 未満
D	8,000 以上 20,000 未満
E	3,000 以上 8,000 未満
F	3,000 未満

（舗装）

（単位：千円）

総合評定値	設 計 金 額
750 点以上	15,000 以上
650 点～749 点	5,000 以上 15,000 未満
550 点～649 点	2,000 以上 5,000 未満
550 点未満	2,000 未満

（造園）

（単位：千円）

総合評定値	設 計 金 額
700 点以上	5,000 以上
600 点～699 点	3,000 以上 5,000 未満
550 点～599 点	2,000 以上 3,000 未満
550 点未満	2,000 未満

## (塗 装)

(単位：千円)

総合評定値	設 計 金 額
塗装において総合評定値通知書 点数を持つ全ての市内本店業者	制限付一般競争入札にかかる全ての塗装工事

## ( 管 )

(単位：千円)

総合評定値	設 計 金 額
700 点以上	8,000 以上
600 点～699 点	4,000 以上 8,000 未満
600 点未満	4,000 未満

## (防 水)

(単位：千円)

総合評定値	設 計 金 額
防水において総合評定値通知書 点数を持つ全ての市内本店業者	制限付一般競争入札にかかる全ての防水工事

## (電 気)

(単位：千円)

総合評定値	設 計 金 額
電気において総合評定値通知書 点数を持つ全ての市内本店業者	制限付一般競争入札にかかる全ての電気工事

## (測 量)

(単位：千円)

等 級	設 計 金 額
A	2,000 以上 10,000 未満
B	2,000 未満

## (建築設計)

(単位：千円)

等 級	設 計 金 額
A	3,000 以上 10,000 未満
B	3,000 未満

別表第4（第9条関係）

指名競争入札参加者数基準表

（単位：千円）

設計金額	参加者数
50,000 以上	10人以上
10,000 以上 50,000 未満	7人以上
5,000 以上 10,000 未満	5人以上
5,000 未満	3人以上